

【負担限度額認定の適用条件】

○申請書をご提出いただく前に、下図フロー図で負担限度額認定証の交付対象になるかご確認ください。
○非該当となる方から申請書をご提出いただいても、負担限度額認定証は交付されません。

あなたは対象となるサービス(特別養護老人ホーム・介護老人保健施設・介護療養型医療施設への入所又はショートステイ)をご利用をしているか、ご利用予定はありますか？

はい、利用中です。
(利用予定があります。)

いいえ、利用していません。
(利用予定はありません。)

ご利用される際に、改めてご申請ください。
▶ご利用開始前にご申請ください。

あなたと、同じ世帯にいる方全員が市民税非課税者ですか？

はい、全員が市民税非課税世帯です。

いいえ、市民税課税者がいます。

非該当

配偶者はいらっしゃいますか？(婚姻届を提出していない事実婚も含む)

はい、同じ世帯にいます。

はい、別の世帯にいます。

配偶者はいません。

あなたと配偶者の方の預貯金等の額の合計は下記※基準以下ですか？

はい

いいえ

該当

非該当

配偶者の方も市民税非課税者ですか？

はい

いいえ

非該当

あなたの預貯金等の額の合計は下記※基準以下ですか？

はい

いいえ

該当

非該当

【下記書類をご提出ください。】

・負担限度額認定申請書

・資産報告書、同意書(裏面)

・預貯金通帳のコピー等(*)

*表紙と1枚めくったページ、6か月間の取引がわかるページのコピー
など

*通帳をコピーする前に通帳記入をお願いします。

*通帳などのコピーは配偶者がいる場合は配偶者の分も必要です。

※基準

所得の状況	預貯金等の資産の状況
生活保護受給者の方、老齢福祉年金受給者の方	単身:1,000万円以下 夫婦:2,000万円以下
前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円以下の方	単身:650万円以下 夫婦:1,650万円以下
前年の合計所得金額+年金収入額が80万9千円超120万円以下の方	単身:550万円以下 夫婦:1,550万円以下
前年の合計所得金額+年金収入額が120万円超の方	単身:500万円以下 夫婦:1,500万円以下

預貯金等の額は、預貯金、現金、有価証券等の額の合計から、負債(住宅ローン等)を差し引いた金額